

カラーガード隊単独演奏の出場・派遣基準

（ 18川消人第607号
平成18年8月21日 ）

川崎市消防音楽隊カラーガード隊員取扱要綱（平成12年6月29日 12川消人第476号）第3条に定める業務内容のうち、川崎市消防音楽隊カラーガード隊（以下「カラーガード隊」という。）単独での演奏活動について、その出場・派遣の基準を次のとおり定めたので通知します。

1 出場・派遣の基準

- （1）幼年・少年消防クラブからの要請があった場合
- （2）高齢者福祉施設等からの要請があった場合
- （3）消防音楽隊の派遣要請があり、演奏場所等により音楽隊による演奏が困難な場合
- （4）その他カラーガード隊単独での演奏が必要と認められる場合

2 派遣要請の手続

川崎市消防音楽隊の設置等に関する規程（昭和37年8月1日 消防局訓令第11号）第12条を準用する。

（総務部人事課音楽隊担当）